

病児・病後児保育のご案内



南部町役場 子育て支援課

Tel 0556-64-4830

◇病児・病後児保育とは

病気の回復期に至らないが、当面症状の急変が認められない児童（以下「病児」という。）又は病気の回復期にあり、集団生活や家庭での保育が困難な場合に、専用の保育室で一時的にお預かりする事業です。

◇対象児童

1. 町内に住所を有し、満1歳～満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。
2. 病児又は病後児であり、医療機関による入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある。
3. 保護者の就労、疾病、事故、出産、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により、家庭での保育が困難。
4. 集団保育が困難。

◇実施施設

施設名	所在地	電話番号
健康管理センター (南部診療所2階)	南部町南部8050-1	0556-64-3955

◇利用日時

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時00分

*土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休み

◇利用期間

1回につき連続5日間（休日を除く）以内

◇定員

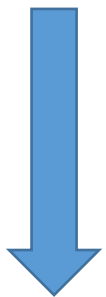
1日3名

◇利用料

区 分	金 額 (児童 1 人 1 日当たり)		
	町内に住所を有する世帯	協定市町村に住所を有する世帯	町外(協定市町村を除く。)に住所を有する世帯
生活保護世帯または前年度分市町村民税非課税世帯	無 料	無 料	4, 000円
その他の世帯	1, 000円	2, 500円	

◇利用方法

1. 事前登録



- ・「様式第1号 病児・病後児保育事業利用登録申請書」を子育て支援課に提出してください。
- ＊登録有効期間は単年度ですので、毎年登録が必要です。
- ＊住所など変更が生じた場合は変更届を提出してください。
- ＊受付後に「様式2号 病児・病後児保育事業登録決定(却下)通知書」を郵送しますので、利用当日保育室に提出してください。

2. 仮予約



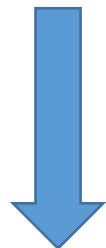
- ・利用にあたっては、まず子育て支援課（☎64-4830）で仮予約（休日を除く午前8時30分～午後5時15分）をしてください。

3. 医療機関の受診



- ・医師の診察を受け、病児・病後児保育が可能であるとの証明を「様式第4号 連絡票」に書いてもらいます。
- ＊（医療機関のご協力により）文書料は無料となります。

4. 本予約



- ・連絡票が発行されたら、利用希望日の前日の午前8時30分～午後4時30分までの間に、子育て支援課（☎64-4830）へ利用の旨をご連絡ください。ただし、利用を予約する日が休日である場合は、申し訳ありませんが予約の受付はできません。
（例：利用希望日が月曜日の場合、前週の金曜日の午後4時30分までに予約する必要あり）

5. 保育室入室



- ・利用当日に「様式2号 病児・病後児保育事業登録決定(却下)通知書」「様式第3号 病児・病後児保育事業利用申込書」「様式第4号 連絡票」を保育室に提出してください。



なお、「様式2号 病児・病後児保育事業登録決定(却下)通知書」は、確認後返却いたします。

6. お支払い

- 利用料は子育て支援課から納入通知書を送付しますので、期限日までに金融機関等でお支払いください。

◇利用上の注意

「様式第4号 連絡票」があっても、急な体調の変化や利用当日の健康状況により、お預かりできないと判断した場合はご利用できません。

◇キャンセルについて

施設利用のキャンセルについては、役場子育て支援課（☎64-4830）まで必ずご連絡をしていただくようお願いいたします。

なお、無断キャンセル等を行った場合、以後の利用については検討させていただくこととなりますのでご注意ください。

◇当日の持ち物

- 処方された薬
- 昼食
- 飲み物（麦茶など）
- おやつ（必要に応じて午前午後2回分等）
- おてふき
- コップ
- 着替え（状況に応じて数枚）
- おむつ
- ビニール袋（5枚程度）
- タオル類（バスタオル1枚、フェイスタオル2～3枚）

*持ち物には氏名を記入してください